

区内保育施設

在園児童の保護者の皆様へ

世田谷区 保育部長 知久 孝之

東京都からの通知「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」を受けて
の保育施設の運営について

区では、4月8日に「緊急事態宣言を受けての当面の保育施設の運営について」を周知させていただき、登園の自粛をお願いしたところです。急なお願いにも関わらず、ご理解・ご協力いただき、御礼申し上げます。

さて、4月9日、都より保育所等につきましては、「感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、児童の登園等を控えるようお願いし、保育等の提供を縮小して実施する」よう区に対して要請がありました。

都内の新型コロナウイルス感染者数は、高水準で推移しており、非常に逼迫した重大局面が続いております。区としては改めて、保育所等運営の基本的な考え方を以下の通り定めましたので、保護者の皆様にはご対応・ご協力をお願いいたします。

今後、保育運営中に園児、職員にり患者が発生した場合には、治療に当たらなければならない当人、ご家族はもとより、園自体も2週間程度の臨時休園が求められることから、その他の世帯にも大きな影響を与えることとなります。できる限り、登園の自粛を重ねてお願いいたします。

この通知文に記載の取り扱いについては、現時点のものです。今後の状況によっては変更することもございます。なお、保育料等については区ホームページをご確認ください。

1 保育所等運営の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染拡大の防止のために、就業先の自粛や休業等により自宅での保育が可能な方及び今後、就業先との調整がつき仕事を休める方につきましては、登園を自粛していただきますよう要請いたします。また、在宅で勤務されている方につきましても、登園日数を減らしていただくなど、可能な範囲で登園を控えていただきますようご協力をお願いいたします。そのうえで、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者の方には、保育の提供を行ってまいります。

(登園自粛の対象施設)

区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、私立認定こども園、認証保育所、保育室、保育ママ

2 適用期間

令和2年4月13日(月)から緊急事態宣言適用期間である5月6日(水)までとし、適用期間が延長された場合はそれに準じます。なお、就業先と調整される間は、保育を継続いたします。

3 保育所等の運営について

保育の実施にあたっては、来週中に策定する「(仮称)世田谷区新型コロナウイルス感染症拡大防止対応による縮小保育ガイドライン」に基づき、園内における罹患者やクラスターの発生防止策を徹底し、感染拡大防止の強化を図った上で、適切な保育を実施してまいります。

4 添付文書

東京都からの通知(別紙)

「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」

【担当】

区立保育園に関すること 電話 03-5432-2319

私立保育園に関すること 電話 03-5432-2320

認定こども園・地域型保育事業に関すること 電話 03-5432-2334

認可外保育施設に関すること 電話 03-5432-2313

各区市町村長 殿

東京都知事

小池 百合子

緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について

日頃より、東京都の福祉行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）（以下、「特措法」という）第 3 2 条に基づく緊急事態宣言が発出されました。都が今後実施する緊急事態措置は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の強化を図り、都民の生命や健康を守り、生活と経済に及ぼす影響が最小限となるように、都民や事業者にご協力をお願いするものとなります。

このため、都は人と人との接触をできる限り減らすという趣旨で都民に対しテレワークを活用するなど在宅勤務をお願いしています。また、東京都緊急事態措置（案）において、都内の事業者を商業施設など「基本的に休業を要請する施設」、学校や保育所など「施設の種別によっては休業を要請する施設」、医療施設や金融機関など「社会生活を維持する上で必要な施設」の 3 類型に分類しており、保育所や学童クラブ等は、適切な感染防止策を講じた上で、必要な方への保育等を提供することを要請することとしています。

こうしたことを踏まえ、都における保育所及び学童クラブ等の運営については、以下のとおり、対応していただくよう要請いたします。

記

- 1 感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、児童の登園等を控えるようお願いし、保育等の提供を縮小して実施すること
- 2 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者には、確実に保育等を提供すること
- 3 保育等の提供にあたっては感染症防止に万全の対策をとること
- 4 児童や職員の罹患が判明した場合等には、感染拡大防止の観点から臨時休園等の措置を速やかに講じるとともに、休園した保育所等の利用児童の保育等が必要な場合の対応として、ベビーシッターやファミリー・サポート・センター事業の活用等の代替策を講じること

令和2年4月9日

都民の皆様へ

東京都知事 小池百合子

緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について

都内の新型コロナウイルス感染者数は、高水準で推移しており、非常に逼迫した重大局面が続いております。こうした事態を受け、国が東京都を含む7つの都府県を対象として、令和2年4月7日から5月6日までの30日間を期間とする、改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出したところです。

都は、今後、休業を要請する具体的な業態や施設について国と協議の上、緊急事態措置を10日に発表する予定です。

こうした状況の中、保育所や学童クラブ等では、職員の方々が日々子供と向き合い、保育等に当たられていますが、臨時休園などについて、都民の方から心配や不安の声もいただいております。

このため、保育所や学童クラブ等に関する都の考え方をお知らせします。

都は、区市町村に対し、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方には児童の登園等を控えていただくことをお願いし、保育等の提供を縮小して実施することを要請いたします。

また、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者の方には、確実に保育等を提供すること、その際は、感染症防止に万全の対策をとることなども要請いたします。

さらに、経済団体等に対しては、子育て中の従業員の方が、テレワーク等の在宅勤務や休暇の取得ができるようお願いしております。

都民の皆様におかれましても、本要請内容の趣旨をご理解いただき、感染拡大防止に向けご協力をお願い申し上げます。

経済団体 各位

東京都知事 小池百合子

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
テレワーク等の職場環境整備に関する要請について

国は、大都市部における感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の感染者の急増を踏まえ、令和2年4月7日に関東・近畿・九州圏の7都府県を対象とする改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言を行いました。

この緊急事態宣言を実効性あるものとするには、これまで以上に、テレワーク等の在宅勤務や有給の特別休暇の創設などの職場環境の整備が求められているところです。在宅勤務等の推進は、特に、子育て中の従業員の方にとりまして、育児と仕事の両立に向けて有効な取組となることに加えて、保育所等の現場での負担の軽減につながるものです。

今回の緊急事態への対応に当たりましては、貴団体の加盟各企業等において、子育て中の従業員の方が、テレワーク等の在宅勤務や休暇の取得ができるよう、重点的なご配慮をお願い申し上げます。

東京都は、テレワーク機器の導入助成に加え、非常時における勤務体制づくりに取り組む企業に奨励金を支給する事業等を実施しており、これらの事業も併せて活用いただき、特段の取組をお願い申し上げます。